

「令和2年度 浄化槽設置補助金」のお知らせ

浄化槽を設置する費用の一部を助成する制度です。なお、「環境の町」宣言に伴い、本年度も補助金額を増額して交付します。

補助対象地域	農業集落排水事業実施地域(八ツ並・吉岡、土佐井)を除く町内全域		
補助対象者	居住の目的で建てた専用住宅に浄化槽を設置する方		
補助金額	5人槽-60万円 ・設置する浄化槽の人槽は建物の延べ床面積で決められています。 130m ² 以下…5人槽	7人槽-84万円 130m ² 超…7人槽	10人槽-120万円 ただし、二世帯住宅については10人槽となります。
受付開始日時	4月1日(水)から 補助予定基数は50基となっていますので、浄化槽の設置を検討している方はお早めに申し込みをしてください。		

※注意点 補助を受けようとする方は必ず工事着工前に補助金の申請をしてください。着工後の申請は対象なりません。
また、施工業者との契約、施工管理などは申請者の方が責任をもって行っていただく必要があります。

●問い合わせ先 建設課 上下水道係 TEL 72-3159(内線192・198)

住宅用エネルギーシステム設置費補助金について

住宅用太陽光発電システム設置費及び住宅用定置式リチウムイオン蓄電池設置費について、補助金の交付を行います。設置を検討されている方はぜひご利用ください。

ただし、事前に現場を確認しますので、システム設置着工前に申請書をご提出ください。

補助対象者	町内に住所を有している方、または実績報告書提出時までに町内に住所を有することとなる方。
補助金額	①住宅用太陽光発電システム 1キロワット当たり5万円の額に太陽電池の公称最大出力を乗じて得た額。(上限額20万円) ②住宅用定置式リチウムイオン蓄電池 1キロワットアワー当たり3万円の額に蓄電池の公称最大蓄電容量を乗じて得た額。(上限額10万円)
受付開始日時	4月1日(水)8:30から ※補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

コンポスト等生ごみ処理容器購入補助金のお知らせ

一般家庭から排出される生ごみの減量化及び自家処理を推進するため、一般家庭でコンポスト等生ごみ処理容器を購入した場合、その費用の一部を補助します。

生ごみ処理容器の購入を検討されている方は、ぜひ補助金を活用してください。

■補助金額 購入金額の2分の1

ただし、生ごみ処理機は上限額15,000円、生ごみたい肥化容器は上限額3,000円

※補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

ダンボールコンポスト作成キットの配布について

一般家庭で生ごみを手軽にたい肥化させることができます。ダンボールコンポスト作成キットを配布します。

話題のダンボールコンポストで資源を循環させてたい肥を作り、おいしい野菜を育ててみませんか。

■金額

- スタートーキット 1,000円
(基材、ダンボール(2重底)、温度計、虫よけキャップ、教本)
- 継続キット 500円
(基材、ダンボール(2重底))

※ダンボールコンポストとは、生ごみを基材の入ったダンボール箱に入れ、減量・たい肥化させるものです。

スズメバチ駆除費補助金について

スズメバチによる危害を防止し、生活の安全とよりよい環境づくりのため、スズメバチの巣を駆除する方に対し、駆除費用の一部を補助します。スズメバチによる被害でお困りの方はぜひご利用ください。

ただし、事前に現場を確認しますので、巣を駆除する前に住民課へご連絡ください。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

簡易水道への接続について

町では安全・安心な水を住民の皆様に広くお届けするため、「水道事業基本計画」に基づき拡張工事を実施し、給水区域を計画的に広げています。給水区域の方で、まだつなぎ込みがお済でない方は、お早めに町指定の「指定工事店」で接続していただきますようお願いします。



なお、お支払いは便利な口座振替をご利用ください。

また、自然災害により発生した漏水など、水道料金が減免となる場合がありますので、申請を希望される方は建設課上下水道係までご相談ください。

農業集落排水事業について

■使用料について

農業集落排水の使用料は、施設の維持管理に必要な経費を利用者の皆さんにお支払いいただいており、納期限内にお支払いください。

■使用料減免について

町の条例において生活保護法の規定による保護を受ける方など、一定の要件に該当する方に対し、使用者の申請により減免となる場合がありますので、申請を希望される方は、下記までご相談ください。

■接続のお願い

農業集落排水事業実施地域の八ツ並・吉岡、土佐井地区において、まだ接続がお済でない方は、できるだけお早めに町指定の「指定工事店」により接続をお願いします。

「令和2年度 生活用水給水施設補助金」のお知らせ

生活用水給水施設(井戸、ボーリングなど)を新設する費用の一部を助成する制度です。また、既設ポンプの設置替えについても、条件を満たす場合は助成を行ないます。

補助対象地域	簡易水道の給水区域以外の地域 (給水区域:矢方、尻高を除く旧新吉富地区全域、土佐井の一部、下唐原の一部)	
補助対象者	次のすべての条件を満たす方。 ・町税に滞納のない方 ・居住の目的で取水施設などを設置する方 ※他人の土地に取水施設を設置する場合は土地所有者の承諾が必要です。	
補助金対象工事など	【新たに取水施設を設置する場合】 ・ボーリング工事 ・取水管工事 ・ポンプ設置工事 補助金額: 3/10以内。 ただし30万円を上限とする。	【既に取水施設がある場合】 ・貯水タンク設置工事 ・電気導線工事 補助金額: 1/2以内。 ただし15万円を上限とする。
受付開始日時	4月1日(水)から ※補助金の総額が、予算に達した時点で受付終了となります。	
※注意点 補助を受けようとする方は必ず工事着工前に補助金の申請をしてください。着工後の申請は対象なりません。また、施工業者との契約、施工管理などは申請者の方が責任をもって行っていただく必要があります。		

●問い合わせ先 建設課 上下水道係 TEL 72-3159(内線192・198)

資源物集團回収奨励金のお知らせ

ごみの減量化及び資源の有効利用並びに町民のリサイクル意識の高揚を図ることを目的として、町内の子ども会や自治会などが資源物(古紙(新聞、ダンボール、雑誌など)、古布)を集團回収して町に登録された資源物回収業者に引き渡した場合、その引き渡した量に応じて奨励金を交付します。詳細については下記までお問い合わせください。

■奨励金額 品目: 新聞、ダンボール、雑誌、古布
金額: 1kg当たり 5円

※補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

ごみなどの野外焼却はやめましょう

野外焼却による煙やにおいで窓を開けられない、洗濯物や布団が干せないなど、苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみや草、剪定枝などの野外焼却は原則禁止されており、これに違反した場合は5年以下の懲役、若しくは1千万円以下の罰金、またはこれらが併科されることがあります。決められたルールを守り、ごみや草、剪定枝などは可燃ごみに出していただきたいと思います。